

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ETIC. (エティック) の定款第19条の規程に基づき、役員の報酬及び費用（役員のうち職員を兼ねるものに対する給与等を除く。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。但し、役員のうち職員を兼ねるものに対する給与等（賃金規程に定めるものをいう。）を含まず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員に対する報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対する賞与は支給しない。
- 3 非常勤役員に対する報酬は支給しない。ただし、非常勤役員が特別な職務を執行した場合を除く。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員のうち理事の報酬額は、別表1「常勤理事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

- 2 当法人は、理事会の承認を得て、前項の規程の範囲内で常勤の理事の報酬の額を決定し支給することができる。
- 3 監事の報酬額は、別表1「監事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。
- 4 当法人は、前項の規程の範囲内で監事の報酬の額を決定し支給することができる。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 前条第2項における常勤の理事への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 前条第4項における監事への報酬は、必要の都度支払うことができるものとする。

3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第6条 当法人は、常勤役員に対し、その通勤の実態に応じ通勤費を支給することができる。

(費用)

第7条 当法人は、役員の職務執行に要する費用を支弁することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

1 この規程は、平成25年7月16日より施行する。

2 平成28年8月22日に一部改訂し、同日施行する。

別表 1

内容	年額
常勤理事の報酬額	1200万円以内
監事の報酬額	50万円以内

賃金規程

NPO 法人エティック

第1章 総 則

(目的)

第1条 この賃金規程は、特定非営利活動法人エティック（以下「当法人」という）が設置経営する事業所に勤務する従業員（正社員、契約社員、特定プロジェクト契約社員）の給与及び賞与等について定めるものである。

(遵守義務)

第2条 当法人及び従業員は、この賃金規程を誠実に守りお互いの信頼を高めるように努力しなければならない。

(給与の原則)

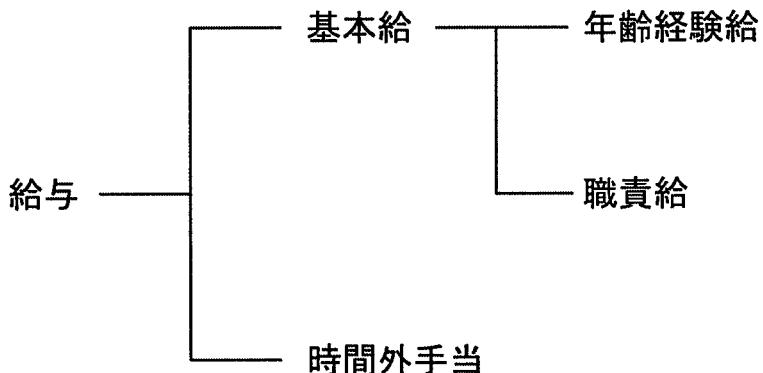
第3条 給与は従業員の遂行した職務の質と量及び責任の度合とに応じて支払うことを原則とする。

(均等待遇)

第4条 従業員の国籍、信条、社会的身分又は性別を理由として、差別的扱いをしない。

(給与体系)

第5条 給与体系は、次のとおりとする。



(給与の支払形態)

第6条 従業員の給与は月給制とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、不就労となる勤務時間の全部又は一部について、給与の支給はしない。

- (1) 就業規則第9条（休職）により休職した場合
- (2) 就業規則第56条（就業制限）及び就業規則第63条（懲戒の種類）に該当し所定の勤務時間に業務に従事しなかった場合

- (3) 欠勤、遅刻、早退及び私用外出等、所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合
2. 前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に該当し当法人が承認した場合は、所定勤務時間を就業したものとして取り扱う。
- (1) 業務上傷病による欠勤、遅刻、早退、途中外出
 - (2) 天変地異、通勤に日常利用する公共交通機関の混乱・途絶などの不可抗力の事由により遅刻した場合（ただし、遅延証明書等の客観的な証明がある場合に限る）
 - (3) その他、特に当法人が認めたとき

(計算期間および支払日)

- 第7条 給与の計算期間は、当月1日から当月末日をもって締切り、原則当月25日に支給する。ただし、支給日が休日及び金融機関の非営業日に該当するときはその前日に支給する。
2. 前項の計算期間の中途で採用された従業員又は退職した従業員については、月額の給与は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(非常時支払)

- 第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は従業員（従業員が死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払日の前であっても既往の勤務に対する給与を支給することができる。
- (1) 従業員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産、疾病、災害、または死亡したため費用を必要とするとき
 - (2) 従業員を解雇又は従業員が退職したとき
 - (3) 前2号のほか、やむを得ない事情があると認めた場合

(給与の支払と控除)

- 第9条 給与は、従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。
2. 前項の規定にかかわらず、従業員が同意した場合は、従業員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により給与を支払う。
3. 次に掲げるものは、給与から控除する。
- (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 社会保険、雇用保険の被保険者については、その保険料の被保険者負担分
 - (4) 従業員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

(給与の計算方法)

第 10 条 紙賃の計算上、1 円未満の端数については切り捨てとする。

第 2 章 人事考課

(人事考課)

第 11 条 従業員の人事考課については、原則として年 1 回（ただし、組織や各人の状況に応じて必要と判断した場合は、その限りでない）所定の評価方法と所属部マネージャーとの面談によって行い、代表理事が決定する。

2. 人事考課においては、各人の昇給および降級を決定する。
3. 人事考課によって決定された内容は、原則として年 1 回、書面にて確認されるものとする。

第 3 章 基本給

(給与の決定)

第 12 条 正社員および契約社員の基本給は、当法人が、本人の年齢による経験値、学識等を踏まえ、技能、職務遂行能力を勘案して、決定する。また、給与変更の通知は、給与辞令によって行う。

2. 特定プロジェクト契約社員の基本給は、当法人が個別に本人の経験値等を勘案して、決定する。また、給与は個々人の契約書に定める。

(昇給、降給)

第 13 条 昇給および降給については、従業員の年齢、勤務実績、職務経験、職責等を考慮して、原則として毎年 6 月 1 日に決定する。ただし、当法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、当法人理事会の議決を経て、昇給を一時延期し又は行わないことがある。

(特別昇給)

第 14 条 当法人が特別又は臨時に昇給の必要があると認めた場合は、特別昇給を行うことがある。

(昇給の留保)

第 15 条 次の各号の一に該当する従業員は、原則として昇給を行わない。

- (1) 昇給時期において試用期間中の者
- (2) 昇給時期において休職中の者
- (3) 昇給時期において産前産後もしくは育児・介護休業中の者
- (4) 当該年度の欠勤率が1割以上の者
- (5) 著しく技能が低い者、又は著しく勤務成績若しくは素行が不良の者
- (6) 当該年度に減給以上の制裁処分を受けた者

(休暇等の給与)

第16条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

- 2. 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間及び子の看護休暇期間、裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。
- 3. 就業規則第43条（特別休暇）の場合で、当法人が特別に認めた場合は、給与を支給することがある。

第4章 賞与

(賞与)

第17条 当法人は、法人の業績により賞与を支給することができる。原則として支給月は3月とし、賞与算定期間及び賞与支給日に在籍する従業員に対し支給する。

- 2. 賞与原資は法人の業績を考慮した上で決定する。賞与額は、各従業員の年度の勤務態度、出勤日数等の勤怠状況、勤務成績、当法人への貢献度等を勘案して各人ごとに決定する。
- 3. 業績の低下その他やむを得ない事由がある場合は、支給日を変更し又は賞与を支給しないことがある。
- 4. 賞与算定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(賞与の不支給)

第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する従業員には、原則として賞与を支給しない。

- (1) 特定プロジェクト契約社員
- (2) 当該賞与算定期間中に、6ヶ月以上休職した者
- (3) 当該賞与算定期間中に、11ヶ月以上産前産後もしくは育児・介護休業を取得した者

- (4) 当該賞与算定期間に中に、新規採用された者で、試用期間を除く勤続期間が1ヶ月未満の者
 - (5) 当該賞与算定期間に中に、出勤停止以上の制裁処分を受けた者
 - (6) 著しく技能が低い者、又は著しく勤務成績若しくは素行が不良の者
 - (7) その他当法人が賞与を支給するについて適当でないと認めた者
2. 前項にかかわらず、業務上の傷病による休業期間、年次有給休暇及び特別休暇を取得した期間は出勤したものとして取扱う。

第5章 雜則

(臨時休業の給与)

第19条 当法人の都合により、所定労働日に従業員を休業させた場合は、休業1日につき平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあっては、その日の賃金については、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

(不正受給の返還)

第20条 この賃金規程に定める給与等について不正に受給した場合、当法人は全額の返還を求めるものとする。

2. この場合、従業員は誠実をもってこれを返還しなければならない。

(委任)

第21条 この賃金規程の実施の細部について必要な事項は、代表理事が定めることができる。

(附則)

1. 本規程は、平成25年6月1日から施行する。
2. 本規程は、平成28年8月22日に変更し、同日施行する。
3. 本規程は、平成29年8月28日に変更し、同日施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人エティック	事業年度	R2年6月1日～R3年5月31日
-----	----------------	------	------------------

1 資金に関する事項【①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項】

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	216,000円
賛助会員受取会費	0円
受取協賛金	22,708,333円
受取寄付金（一般）	20,345,724円
受取寄付金（指定）	69,783,977円
受取助成金（一般）	117,192,314円
受取助成金（指定）	92,049,828円
起業家型リーダー育成事業収益	68,038,973円
起業家型リーダーを育む社会基盤創造整備事業収益	408,520,707円
職業紹介及び労働者派遣事業収益	20,191,858円
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0円
受取利息	4,596円
受取配当金	239円
雑収入	2,447,298円
過年度損益修正益	4,000円
合計	821,503,847円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
商工中金	80,000,000円
	円
	円
	円
合計	円

(3) その他

なし

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
事務所	330,000円	月額 5.5円(税込) ×6ヶ月
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
講師等請負	1時間あたり 5,000～30,000円	先方基準等による
原稿料	1記事あたり 約20,000円	先方基準等による
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

③ 取引の内容に関する事項 〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		67,849,999円	休眠預金事業助成金
		57,270,336円	大会会場におけるIT機器関連サービスの管理業務委託費
		33,198,329円	次世代SDGsリーダー育成功成金
		30,733,835円	次世代アントレプレナー創出事業
		30,244,869円	次世代アントレプレナー創出事業

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		17,521,284 円	オリパラ事業会場管理業務費
		12,246,340 円	オリパラ事業会場管理業務費
		9,979,577 円	TokyoStartupGatway 会場費設営費
		9,350,000 円	東日本大震 10 周年企画画像制作費
		9,119,000 円	休眠預金事業助成金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	..
	円	..

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
107人	237,825,673 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
R2・6・5			EO×ETIC.共創基金	1,574,500 円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
R2・6・30	774 事業第 1 期コンサルティング費 : ■■■ あて支払	300,000 円
R2・7・1	英語翻訳料 : ■■■ あて支払	26,078 円
R2・7・2	英語翻訳料 : ■■■ あて支払	89,397 円
R2・7・3	イベント登壇謝金 : ■■■ あて支払	1,493,500 円
R2・7・4	国際交流基金 ■■■ 出張旅費 : ■■■ あて支払	70,074 円
R2・7・5	774 事業第 2 期コンサルティング費 : ■■■ あて支払	300,000 円
R2・7・6	講演謝金 : ■■■ あて支払	1,064,000 円
R3・2・1	講演謝金 : ■■■ あて支払	1,070,000 円
R3・3・29	イベントにおける材料費・調理費用 : ■■■ あて支払	157,992 円
R3・4・1	震災 10 年日米シンポジウム登壇謝金 : ■■■ あて支 払	50,000 円
R3・4・5	震災 10 年日米シンポジウム登壇謝金 : ■■■ あて支 払	50,000 円
R3・5・17	パリでの試食会・食材食品輸送費用 : ■■■ あて支払	86,498 円

認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること						
<input checked="" type="checkbox"/> (1) 役員及びその親族等 <input type="checkbox"/> (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 <input type="checkbox"/> □ 各社員の表決権が平等であること						
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること						
二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						
イ						
区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①))	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①))
	①	②	③	④	⑤	
Ⓐ 令和2年6月1日～令和3年5月31日	4人	0人	0%	0人	0%	
Ⓑ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
Ⓒ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
Ⓓ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
Ⓔ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
Ⓕ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
申請時	人	人	%	人	%	

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

□

各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

八

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

㊟ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ～Ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものでです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものでです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
役員数	4人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	統柄等	就任等の状況					
				(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	
宮城 治男		理事		○					平成12年3月24日就任
孫 泰藏		理事		○					平成12年3月24日就任 令和2年8月31日退任
松本 大		理事		○					平成25年7月16日就任 令和2年8月31日退任
石川 治江		理事		○					平成25年7月16日就任 令和2年8月31日退任
山内 幸治		理事		○					平成25年7月16日就任
田中 敦子		理事		○					平成25年7月16日就任
佐藤 真久		理事		○					平成28年8月22日就任 令和2年8月31日退任
樋口 哲朗		監事		○					平成25年7月16日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎日	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(FX4クラウド) 使用 ルーズリーフ	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト(FX4クラウド) 使用 ルーズリーフ	毎日	10年
賃金台帳	給与計算ソフト(PX4) 使用 ルーズリーフ	月1回	10年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)							チェック欄																																								
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								✓																																								
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること																																																
イ <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)</th> <th>(d)</th> <th>(e)</th> <th>(f)</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無																											
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時																																									
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
口 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)</th> <th>(d)</th> <th>(e)</th> <th>(f)</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無																									
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時																																									
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類</p>		✓				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">同 意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同 意		する	しない
同 意						
する	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)
-----	-------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)	チェック欄
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ